

**【事件番号・事件名】**

令和3年（行コ）第112号 生活保護基準引下処分取消等請求控訴事件

**【判決言渡日】**

令和7年3月13日判決言渡

5. **【担当部及び裁判官】**

大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官・佐藤哲治 裁判官・檜皮高弘 裁判官・石丸将利

**【当事者】**

控訴人 32名

10 被控訴人 国・京都市

**判 決 骨 子**

(判決の正確な内容は、判決書を御覧ください。)

- 15 1. 本件は、厚生労働大臣が平成25年（2013年）から平成27年（2015年）に生活保護法による生活扶助の基準を引き下げる改定を行い、これに応じて、京都市の福祉事務所長がした生活保護費の変更決定処分について、京都市内で生活保護を受給していた32人が、生活保護法3条等に違反するとして、同処分の取消しを求めるとともに、国に対し、厚生労働大臣による前記改定が違法であることを理由に国家賠償請求をした事案である。本訴においては、主に、前記改定  
20 における、物価下落率等に基づく「デフレ調整」と、年齢・世帯人数・居住地域ごとに低所得者世帯の消費実態に合わせる「ゆがみ調整」の違法性が争われた。
- 2 第1審（京都地裁・令和3年9月14日言渡）は、デフレ調整及びゆがみ調整の違法性を認めず、原告（控訴人）らの主張を棄却等した。これを不服として原告らが控訴した控訴審（大阪高裁）では、以下のような理由で、厚生労働大臣の  
25 生活保護引下げの改定を違法であるとし、被控訴人京都市に対する請求を認めた。

ただし、被控訴人国に対する国家賠償は損害がないとして棄却した。

① 保護受給世帯と一般世帯との間の消費構造には実際には無視しえない相違があり、生活扶助基準の改定率を $-4.78\%$ とすると、保護受給世帯における実質的な購買力を維持することができないから、厚生労働大臣の判断は、統計  
5 等の客観的な数値等との合理的関連性を欠く。

② 生活扶助相当CPIについて、「平成22年という新しい時点を基準に価格比を用いて算出された平成20年の価格指数を基礎とする生活扶助相当CPI」  
を用いながら、他方で、「平成22年という過去の時点を基準に価格比を用い  
て算出された平成23年の価格指数を基礎とする生活扶助相当CPI」を用い  
10 ることは一貫性を欠き、これらの生活扶助相当CPIを前提とする $-4.78\%$   
という変化率は統計上の正確性が担保されていない。

③ これらのことからして、デフレ調整として生活扶助基準を $4.78\%$ 引き下  
げた厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲を逸脱し、ゆがみ調整の部分とデフレ  
調整の部分は不可分一体であるから、同大臣による生活扶助基準の改定は生活  
15 保護法に違反し違法であり、これに応じてされた京都市の福祉事務所長がした  
処分も違法である。

## 判決要旨

(判決の正確な内容は、判決書を御覧ください。)

### 5 第1 主文(別紙、訴訟費用については省略する。)

- 1 原判決のうち、別紙当事者目録記載の控訴人らの被控訴人京都市に対する請求に係る敗訴部分を取り消す。
- 2 別紙処分一覧表 1 ないし 3 の「処分庁」欄記載の各処分行政庁が「処分日 1」、「処分日 2」及び「処分日 3」欄記載の各年月日付で「処分の名宛人」欄記載の各控訴人に対してした各保護変更決定処分を取り消す。  
10
- 3 控訴人らのその余の本件控訴をいずれも棄却する。

### 第2 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が、平成 25 年から平成 27 年にかけて、生活保護法による生活扶助の基準を改定し、京都市の福祉事務所長が生活保護費の変更決定処分(本件各処分)を行ったことにつき、控訴人らが、(1) 被控訴人京都市に対し、本件各処分は、生活扶助を健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りない水準とするものであり生活保護法 3 条等に違反するなど主張して、本件各処分の取消しを求めるとともに、(2) 被控訴人国に対し、平成 25 年告示による生活保護基準の改定が国家賠償法上違法であると主張して、それぞれ 1 万円の慰謝料及び遅延損害金を求める事案である。  
15  
20

### 第3 裁判所の判断

#### 1 (結論)

25 当裁判所は、厚生労働大臣がした告示による生活扶助基準の改定は、生活保護法 3 条、8 条 2 項の各規定に違反し、生活保護法 8 条 1 項による委任の範囲

を逸脱する違法なものであり、本件扶助基準改定に伴って福祉事務所長が行った生活保護費の変更決定処分も違法であるので、その処分を取り消すこととした。ただし、国に対する国家賠償請求については、控訴人らが主張する精神的損害が生活保護費の変更決定処分を取り消す旨の判決及びその拘束力により回復されるべき性質のものであるから、理由がないとして棄却した。以下、厚生労働大臣の生活扶助基準の改定を違法と判断した理由について、その要旨を説明する。

## 2 (判断の枠組み)

まず、判断の枠組みについては、デフレ調整による生活扶助基準の改定をした厚生労働大臣の裁量判断の適否に係る審理においては、主として最低限度の生活の具体化に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査することとした。

## 3 (デフレ調整について)

(1) 厚生労働大臣は、デフレ調整については、生活扶助基準の改定率を、平成20年から平成23年までの生活扶助相当CPIの変動率と同じ $-4.78\%$ とすることが相当であると判断した。しかし、保護受給世帯と一般世帯との間の消費構造には実際には無視しえない相違があり、平成20年から平成23年までに物価の下落があり、この間に生活扶助基準が改定されなかったからといって、保護受給世帯において $-4.78\%$ にも及ぶ可処分所得の実質的な増加があったとはいえない。厚生労働大臣がデフレ調整のために算定した生活扶助相当CPIの変動率は、平成20年から平成23年までの保護受給世帯の可処分所得の実質的な増加の程度を正しく評価したものであるとはいえない。すなわち、生活扶助基準の改定率を $-4.78\%$ とすると、保護受給世帯における実質的な購買力を維持することもできないから、厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠く。

よって、デフレ調整として生活扶助基準を4.78%引き下げることとした厚生労働大臣の判断には、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程における過誤があり、その判断は裁量権の範囲を逸脱してされたものであるというべきである。

5 (2) また、平成20年から平成23年にかけての物価の下落率を算定することを目的とする生活扶助相当CPIについていえば、始点において、平成22年という新しい時点を基準に価格比を用いて算出された平成20年という過去の時点における価格指数を基礎として導き出された生活扶助相当CPIを用い、終点において、平成22年という過去の時点を基準に価格比を用いて  
10 算出された平成23年という新しい時点における価格指数を基礎として導き出された生活扶助相当CPIを用いることは一貫性を欠くものであり、これらの生活扶助相当CPIを前提とする-4.78%という変化率は、統計上の正確性が担保されておらず、合理的なものであるとはいえない。

この観点からしても、厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠いており、デフレ調整として生活扶助基準を4.78%引き  
15 下げることとした厚生労働大臣の判断には、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程における過誤があり、その判断は裁量権の範囲を逸脱してされたものであるというべきである。

#### 4 (違法性)

20 そして、ゆがみ調整に係る部分とデフレ調整に係る部分が不可分一体のものとして本件扶助基準改定を構成していることからすれば、厚生労働大臣による生活扶助基準の改定は、生活保護法3条、8条2項の各規定に違反し、生活保護法8条1項による委任の範囲を逸脱する違法なものであるから、本件各処分も違法である。